

総 会 議 事 録

1. 開催日時 令和3年11月10日(水) 午前9時30分

2. 開催場所 瀬戸内市役所 2階 大会議室

3. 農業委員 11名中9名出席し、その氏名は次のとおり

太 田 修 尾 上 昭 則 藤 原 和 正

小 林 桂 治 石 黒 五 月

藤 原 由 果 大 森 茂 利

出 射 實 久 山 英 之

欠席委員

宮 本 英 美 由 喜 門 尊

4. 議事に参与した者

事務局長 服部 博昭

事務局 青木 潔

事務局 坂本 隆也

5. 議事内容

報告事項 農地法許可に係る専決処分について

第1号議案 農地法第3条許可申請について

第2号議案 農地法第5条許可申請について

第3号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
(利用権設定)

そ の 他

「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。
なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、譲受人が耕作を行っている農地についての所有権移転。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の森部委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【2番案件】

譲受人「邑久町山手■■■■■■■ ■■ ■■ ■■」。譲渡人「岡山県岡山市■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■ ■■」。農地の所在地は「邑久町山手1982-1」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は348㎡。「邑久町山手1982-2」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は45㎡。「邑久町山手1982-3」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は166㎡。譲受人の農地までの距離は500m。耕作面積は233, 382. 36㎡となっております。家族数及び耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、譲渡人による継続的な耕作不可能のため譲受人が代わりに耕作を行う旨の所有権移転。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の大河原委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

【3番案件】

譲受人「邑久町豆田■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■」。譲渡人「東京都江戸川区■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■■ ■■■■■」。農地の所在地は「邑久町豆田 619-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は267㎡。譲受人の農地までの距離は200m。耕作面積は5,248㎡となっております。家族数及び耕作者数はいずれも5名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■ ■■となっております。続いて、譲渡人「長船町福岡■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■」。農地の所在地は「長船町福岡1494-2」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は271㎡。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■ ■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■ ■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、共有名義分の持ち分移転によるもの及び譲受人が今後管理等を行う旨の所有権移転。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の佐藤・山本委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【4番案件】

譲受人「邑久町北池■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■」。譲渡人「邑久町北池■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■」。農地の所在地は「邑久町北池231」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,071㎡「邑久町北池247」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,289㎡。譲渡人「邑久町北池■■■■■ ■■■ ■■ ■■■ ■■」。農地の所在地は「邑久町北池245」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は362㎡。譲渡人「邑久町北池■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■」。農地の所在地は「邑久町北池246」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,151㎡。譲受人の農地までの距離は500m。耕作面積は31,879㎡となっております。家族数及び耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■ ■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、譲受人が耕作を行っている農地についての所有権移転。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の吉田委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【5番案件】

譲受人「邑久町虫明■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■」。譲渡人「岡山県岡山市■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■■ ■■■ ■■■■■■」。農地の所在地は「邑久町虫明5282-46」。登記地目は「畑」、現況地目はいずれも「樹園地」。面積は1,240㎡。「邑久町虫明5282-50」。登記地目は「畑」、現況地目はいずれも「樹園地」。面積は1,599㎡。「邑久町虫明5282-105」。登記地目は「畑」、現況地目はいずれも「樹園地」。面積は402㎡。「邑久町虫明5282-106」。登記地目は「畑」、現況地目はいずれも「樹園地」。面積は1,262㎡。「邑久町虫明5282-117」。登記地目は「畑」、現況地目はいずれも「樹園地」。面積は2,657㎡。「邑久町虫明5282-119」。登記地目は「畑」、現況地目はいずれも「樹園地」。面積は867㎡。「邑久町虫明5282-120」。登記地目は「畑」、現況地目はいずれも「樹園地」。面積は789㎡。「邑久町虫明5282-122」。登記地目は「畑」、現況地目はいずれも「樹園地」。面積は1,022㎡。譲受人の農地までの距離は3,000m。耕作面積は9,579㎡となっております。家族数及び耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■■ ■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■ ■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、譲渡人による継続的な耕作不可能のため譲受人が代わりに耕作を行う旨の所有権移転。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の金居委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【6番案件】

譲受人「長船町磯上■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■」。譲渡人「岡山県備前市■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■」。

農地の所在地は「長船町磯上2 1 1 4」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は2 4 5 m²。「長船町磯上2 6 2 5－2」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は4 3 2 m²。「長船町磯上2 6 3 9－1」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は4 5 3 m²。譲受人の農地までの距離は3 0 0 m。耕作面積は8 0, 5 7 5 m²となっております。家族数及び耕作者数はいずれも3名。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので1 0 aあたり■ ■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■ ■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、譲渡人による継続的な耕作不可能のため譲受人が代わりに耕作を行う旨の所有権移転。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の安木委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【7番案件】

譲受人「長船町福岡■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■」。譲渡人「長船町福岡■■■■■■■ ■■ ■ ■■■ ■■■」「長船町福岡■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■」「邑久町豆田■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■ ■■■」「長船町福岡■■■■■■■ ■■ ■ ■■■ ■■■」「邑久町豆田■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■」「東京都江戸川区■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■■ ■■■ ■■■」。農地の所在地は「長船町福岡1391-1」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は340㎡「長船町福岡1391-2」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は311㎡「長船町福岡1394-1」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は1,235㎡「長船町福岡1392-1」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は722㎡「長船町福岡1393-1」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は603㎡「長船町福岡1394-2」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は174㎡「長船町福岡1396」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は391㎡。譲受人の農地までの距離は200m。耕作面積は13,389㎡となっております。家族数及び耕作者数はいずれも3名。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■ ■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■ ■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、譲渡人の高齢化による継続的な耕作及び管理が不可能による所有権移転。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の山本委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【8番案件】

譲受人「長船町福岡■■■■■ ■■■ ■■■■■ ■■■」。譲渡人「長船町福岡■■■■■■■■ ■■■ ■■■■■ ■■■」。農地の所在地は「長船町福岡 1493」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は198㎡。譲受人の農地までの距離は200m。耕作面積は11,199㎡となっております。家族数及び耕作者数はいずれも6名。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■■ ■■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■ ■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、譲渡人の高齢化による継続的な耕作及び管理が不可能による所有権移転。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の山本委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上、事務局から第1号議案の説明を終わります。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、本来であれば、担当委員さんのご意見を伺うところではありますが、規模縮小により、推進委員の出席を控えていただいておりますので、事務局より各担当委員から聞き取った内容を代読してもらいます。それでは、1番案件から順に説明をお願いします。

事 務 局 1番案件についてご説明します。地権者は以前より譲受人にお願いして耕作を行っており、自身が高齢となったことも踏まえ所有権移転を行うこととなったそうです。譲受人についても長年耕作を行っている人のため特に問題ありません。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、2番案件について、お願いします。

事 務 局 2番案件についてご説明します。地権者は現在耕作しておらず、市外に住んでいることから今後も耕作を行う予定はないため、この度譲受人に譲ることとなりました。譲受人も家族で農業を行っていることもあり、特に問題ありません。よろしくお願いします。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、3番案件について、お願いします。

事 務 局 3番案件についてご説明します。1つ目が、譲渡人は申請土地の共有名義者であり、現在東京に住んでいます。そのため、今後の事も考え、共有持ち分を移転することで話がまとまりました。特に問題はありません。そして2つ目が、今後耕作を行っていく上で効率が良くなる形で所有権移転をおこなっているそうです。譲受人も家族で耕作を継続して行っているかたのため特に問題ないと思います。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、4番案件について、お願いします。

事 務 局 4番案件についてご説明します。申請地の一部は以前より譲受人が借りて耕作を行っておりこの度、所有権移転し引き続き耕作を行うこととなりました。残りは水はけが悪かったり等の影響で耕作放棄地となっているため、加工用のブドウ栽培を行う目的で所有権移転するそうです。耕作放棄地もなくなるため、特に問題ないと思います。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、5番案件について、お願いします。

事 務 局 5番案件についてご説明します。申請地は譲渡人がこれまでミカン畑を行っていたが、今後は栽培をしないということになったため、近隣で耕作を行っている譲受人に相談したところ代わりに耕作を行ってくれることとなりました。譲受人は申請地付近で耕作を継続的に行っている方のため特に問題ありません。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、6 番案件について、お願いします。

事 務 局 6 番案件についてご説明します。譲渡人は市外に住んでおり相続により農地を取得したが、今後耕作を行っていく予定も無いことから、大規模で農業を営んでいる譲受人に譲ることで話がまとまりました。特に問題ありません。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、7 番案件について、お願いします。

事 務 局 7・8 番案件についてご説明します。今回申請した譲渡人の大多数が高齢であり、今後耕作や管理を行って行くことが困難な方で、譲受人に集積することでまとめて管理していくことで話がまとまったそうです。残りの方は今後耕作を行っていく上で効率が良くなる形で所有権移転をおこなっているそうです。譲受人も家族で耕作を継続して行っているかたのため特に問題ないと思います。

議 長 はい、ありがとうございました。以上で担当委員さんからの意見の代読は終わりましたが、何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(意見なし)

議 長 ご意見ないので、採決に入らせていただきます。

ただ今の第1号議案農地法第3条許可申請、1 番案件から 8 番案件について、許可に賛成の方、挙手願います。

議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させていただきます。

続きまして、第2号議案、農地法第5条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それでは議案資料5 頁目をご覧ください。第2号議案農地法第5条許可申請についてご説明いたします。

【1 番案件】

譲受人「岡山県岡山市南区浦安本町3 2 番地5 物流業 ロジックイノベーション株式会社 代表取締役 水元 英二」。譲渡人「牛窓町長浜■■■■■■■■ ■■■■■■■■■ ■■■ ■■■」。土地の所在地は「牛窓町長浜 2 4 8 8－1」。地目は「田」。面積は4 7 7 m²。転用目的は「露天駐車場」。農地区分は第2種農地で1 0 a あたりの収量は米4 5 0 k g となっております。資金は、■■ ■■となっております。隣地への被害はありません。なお、所有移転によるもので1 0 a あたり■■ ■■となっております。また、農用地区域外農地であります。資料7 ページをご覧ください。ヤマト運輸邑久センターより北西へ約1 5 0 m ところに位置しております。

【2 番案件】

借人「邑久町尾張■■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■■」。貸人「邑久町尾張■■■■■ ■■ ■■ ■■■」。土地の所在地は「邑久町尾張 90-7」。地目は「田」。面積は295㎡。転用目的は「一般住宅」。施設の概要は「2階建て 1棟 96.61㎡」建ぺい率は「32.70%。」農地区分は第2種農地で10aあたりの収量は米420kgとなっております。資金は、■■ ■■となっております。隣地への被害はありません。なお、使用貸借権設定によるもので10aあたり■■ ■■となっております。また、農用地区域外農地であります。資料8ページをご覧ください。ハローズ邑久店より北西へ約150mところに位置しております。

【3 番案件】

借人「邑久町山田庄■■■■■■■ ■■■■ ■■ ■■■」。貸人「邑久町山田庄■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■」。土地の所在地は「邑久町山田庄 191-2」。地目は「田」。面積は455㎡。「邑久町山田庄 191-4」。地目は「畑」。面積は35㎡。転用目的は「一般住宅」。施設の概要は「2階建て 1棟 75.95㎡、カーポート 1棟 35.53㎡」建ぺい率は「22.70%。」農地区分は第3種農地で10aあたりの収量は米420kgとなっております。資金は、■■ ■■となっております。隣地への被害はありません。なお、使用貸借権設定によるもので10aあたり■■ ■■となっております。また、農用地区域外農地であります。資料9ページをご覧ください。邑久駅より東へ約70mところに位置しております。

【4 番案件】

譲受人「長船町土師■■■■■■■ ■■■ ■■ ■■■」。譲渡人「岡山県備前市■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■」。土地の所在地は「長船町土師 675-3」。地目は「畑」。面積は73㎡。転用目的は「車庫」。施設の概要は「車庫 1棟 38.64㎡」農地区分は第2種農地で普通畑となっております。隣地への被害はありません。なお、所有移転によるもので10aあたり■■ ■■となっております。また、農用地区域外農地であり、追認案件となっております。資料10ページをご覧ください。長船支所より南東へ約230mところに位置しております。

【5 番案件】

譲受人「岡山県倉敷市真備町箭田862番地12 建設業 株式会社カザケン 代表取締役 田村 謙治」。譲渡人「長船町服部■■■■■ ■■■■■■■■ ■■ ■■■」。土地の所在地は「長船町服部 609-1」。地目は「田」。面積は817㎡。転用目的は「建売分譲

住宅」。施設の概要は「2階建て 1棟 243.23㎡」建ぺい率は「32.00%。」農地区分は第2種農地で10aあたりの収量は米360kgとなっております。資金は、■ ■となっております。隣地への被害はありません。なお、所有移転によるもので10aあたり■ ■となっております。また、農用地区域外農地であります。資料11ページをご覧ください。ハローズ長船店より南東へ約300mところに位置しております。

【6番案件】

譲受人「長船町土師■■■■■■ ■■■■■■ ■■■ ■■ ■■。」譲渡人「岡山県備前市■■■■■■■■■■ ■■■ ■■ ■■」。土地の所在地は「長船町長船 1003-1」。地目は「畑」。面積は364㎡。転用目的は「一般住宅」。施設の概要は「2階建て 1棟 60.24㎡、倉庫 1棟 23.22㎡」建ぺい率は「22.90%。」農地区分は第2種農地で普通畑となっております。資金は、■ ■となっております。隣地への被害はありません。なお、所有移転によるもので10aあたり■ ■となっております。また、農用地区域外農地であります。資料12ページをご覧ください。備前長船刀剣博物館より北へ約100mところに位置しております。

議 長 はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員さんのご意見を事務局より代読します。1番案件について、お願いします。

事 務 局 1番案件についてご説明します。申請地付近の農地は現在ほとんど耕作しておらず、申請地についても今後耕作を行う見込みもありません。この度、近接地で事業を行うロジックイノベーションが既存の駐車場だけでは従業員、来客用の駐車場のスペースが不足していることを受け、譲り渡すこととなりました。周辺の農地に対する影響もありません。

議 長 はい、ありがとうございました。続いて、2番案件について、お願いします。

事 務 局 2番案件についてご説明します。譲受人は現在実家で両親と同居しておりますが、この度結婚し家財道具等も増えたことにより、新築住宅を建てる計画となったそうです。申請地付近には公共施設や商業施設等が点在しているため、将来のことも考えこの申請地を選んだとのこと。近接地の農地にも特に影響はなく、排水等にも問題がないのでよろしく願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。続いて、3番案件について、お願いします。

事務局 3 番案件についてご説明します。申請地はこれまで譲渡人が荒れないように管理してきたが、高齢となり、管理も出来ず耕作放棄地となっていました。この度、譲受人である孫が新築住宅を建てる計画が浮上し、土地を貸すことになりました。排水や隣地についても問題のない計画となっていましたので特に問題もないと思います。

議長 はい、ありがとうございました。続いて、4 番案件について、お願いします。

事務局 4 番案件についてご説明します。今回の申請地は十数年前より既に倉庫が建築されてしまっている案件ですが、この度、資産整理を行っている際に、農地転用の申請が必要だったことが初めてわかったそうです。後出しのようになりますが、排水や近隣農地にもこれまで影響がでていないので特に問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長 はい、ありがとうございました。続いて、5 番案件について、お願いします。

事務局 5 番案件についてご説明します。現在申請地は休耕田となっており、譲渡人も今後管理自体が難しいとのこと。この度、長船駅からも近く、周辺地域も宅地化が進んでいる申請地に建売分譲住宅を建てることとなりました。町内の承諾や隣地、排水関係についても問題ないので大丈夫だと思います。よろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。続いて、6 番案件について、お願いします。

事務局 6 番案件についてご説明します。譲渡人と譲受人は親子関係にあり、譲受人が実家に帰り、新築住宅を建てるとのこと。隣地や排水等にも問題ありません。よろしくお願いします。

議長 はい、ありがとうございました。以上で担当委員さんからの意見の代読は終わりましたが、何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 ご意見ないので、採決に入らせていただきます。

ただ今の第2号議案農地法第5条許可申請、1 番案件から 6 番案件について、許可に賛成の方、挙手願います。

議長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させていただきます。

続きまして、第3号議案、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について（利用権設定）ということで、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは第3号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてご説明いたします。議案資料6 頁目をご覧ください。

【第3号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について議案書をもとに朗読】

以上、事務局からの説明を終わります。

議 長 はい、ただ今の第3号議案につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

(意見なし)

ご意見ないようですので、第3号議案につきまして、承認とさせていただきます。

それでは最後のその他の項目に入らせていただきます。事務局、お願いします。

事 務 局 まず、今後の総会の予定を申し上げます。12月の通常総会については12月2日木曜日に瀬戸内市役所 2階大会議室で開催予定となっております。令和4年1月の通常総会につきましては、1月12日水曜日に瀬戸内市役所 2階大会議室で開催予定となっております。

議 長 他にご意見・ご質問はありませんか。
それではご意見もないようですので、これをもちまして、令和3年度11月の総会を閉会とさせていただきます。
ありがとうございました。

(午前10時00分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和3年11月10日

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員